

令和7年度からの市・県民税の主な改正点

問い合わせ 課税課 ☎9113

①子育て世帯などに対する住宅借入金等特別控除の拡充

子育て世帯（19歳未満の扶養親族を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が認定住宅などを新築、認定住宅などで建築後使用されたことのないものの取得または買取再販認定住宅などの取得をして、令和6年中に居住の用に供した場合の住宅借入金などの年末残高の限度額が次のとおりとされました。



| 種類など                      |                                      | 借入限度額          |         |            | 控除期間 | 床面積要件                                                                    |
|---------------------------|--------------------------------------|----------------|---------|------------|------|--------------------------------------------------------------------------|
|                           |                                      | 令和6年入居         |         | 令和7年<br>入居 |      |                                                                          |
|                           |                                      | 子育て・<br>若者夫婦世帯 | 左記以外    |            |      |                                                                          |
| 新築住宅<br>または<br>買取再販<br>住宅 | 認定住宅                                 | 5,000万円        | 4,500万円 | 4,500万円    | 13年間 | 50㎡<br>※新築住宅に限り令和6<br>年12月31日までに建<br>築確認を行った場合<br>40㎡（所得要件1,000<br>万円以下） |
|                           | <small>ゼッチ</small><br>ZEH水準<br>省エネ住宅 | 4,500万円        | 3,500万円 | 3,500万円    |      |                                                                          |
|                           | 省エネ基準<br>適合住宅                        | 4,000万円        | 3,000万円 | 3,000万円    |      |                                                                          |
|                           | その他の<br>住宅                           | なし             |         |            |      |                                                                          |
| 既存住宅                      | 認定住宅                                 | 3,000万円        |         |            | 10年間 | 50㎡                                                                      |
|                           | ZEH水準<br>省エネ住宅                       |                |         |            |      |                                                                          |
|                           | 省エネ基準<br>適合住宅                        |                |         |            |      |                                                                          |
|                           | その他の<br>住宅                           | 2,000万円        |         |            |      |                                                                          |

※認定住宅とは長期優良住宅および低炭素住宅のことをいいます  
※令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は、「住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができません

②定額減税

令和7年度の市・県民税に関して、一部の対象者に限り、税額控除後の所得割額から1万円（対象者の所得割額を限度とする）の定額減税が実施されます。

◆対象

- 次の全てに該当する人
- 納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下で、市・県民税の所得割が課税される人
  - 国外居住者でない同一生計配偶者（※）がいる人
- ※同一生計配偶者とは納税義務者と生計を一にしている、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者です。判定は令和6年12月31日の現況によります

気温が上がり、日差しの強い季節がやってきます。そこで注意していきたいのが熱中症です。市内の熱中症に係る救急出場件数は、過去5年間で増加し続けています。熱中症を予防するためには、正しい知識を身につけ、体調の変化にいち早く気付くことが大切です。本格的な夏が来る前に対策を立て、身を守りましょう。

●熱中症とは？

温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、めまい、けいれん、意識の異常などさまざまな障害を起こす症状のことです。

●熱中症予防の心がけ

- 屋外だけでなく、屋内での熱中症に気をつけましょう。
- 外出前に天候や熱中症情報を確認しましょう。
- 水分を持ち歩き、十分な休息を取るようにしましょう。
- 周りの人（特に子どもや高齢者）の体調にも注意しましょう。
- マスクの着用により、熱中症のリスクが高まります。十分気をつけましょう。

問い合わせ  
ゼロカーボン推進課  
☎9224

市は、熱中症特別警戒アラートが発令されたときに避難できる施設「クーリングシェルター」を指定しています。熱中症特別警戒アラートが発令された場合、クーリングシェルターを開放するので、適宜利用し、熱中症を予防しましょう。

※開放可能な日時は施設によって異なります

**熱中症特別警戒アラートとは**  
気温が著しく高くなり、熱中症により人の健康に対する重大な被害が生じる恐れがあるときに発表されます。

**クーリングシェルターの指定**  
クーリングシェルターは市有施設をはじめ、民間施設も指定の対象です。開放が可能な事業者は申請書を提出してください。

※詳しくは、市ホームページを確認してください

ごみインフォメーション

問い合わせ  
循環型社会推進課 ☎9133

全国不法投棄監視ウィーク5月30日（ごみ0の日）～6月5日（環境の日）

不法投棄は周辺の自然環境や生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあるだけでなく、法律により処罰されます。また、不法投棄されたごみは、原則、土地の所有者や管理者が撤去することになります。

◆不法投棄を防止するために

- 土地を所有・管理するときには、次のことに気をつけましょう。
- ①土地の雑草の刈り取り、清掃などを行い、常に清潔に保つ
  - ②土地を他人に貸す場合も、土地の状況を定期的に把握する
  - ③空き地などは、柵や立入禁止看板などを設置して、他人が入れないようにするなど、対策をとる

※不法投棄の現場を目撃したときは、車のナンバーや人物の特徴などを警察に連絡してください

◆屋外焼却は禁止です

農業や祭事など、政令で特別に認められている場合でも、煙や灰などにより周囲の人に迷惑をかけないようにしましょう。また、ビニール、プラスチックなどのごみを一緒に燃やすことは、法律により禁止されています。

◆ごみの持ち出し時間を守りましょう

家庭ごみは正しく分別し、各地域で決められた収集日の指定の時間までに、ごみ置き場へ持ち出してください。取り残しがあるときは、相談してください。

- ・廿日市・大野地域：7時30分まで
- ・佐伯・吉和地域：8時まで
- ・宮島地域：指定の時間まで

フードドライブに協力をお願いします

問い合わせ 循環型社会推進課 ☎9133

市内のフジ各店で、家庭で使い切れない食品を集め、食品を必要とする人や団体に寄付する取り組みを実施しています。詳しくは市ホームページを確認してください。

実施店舗

フジ廿日市店、フジグランタリー、マックスバリュ佐伯店、ザ・ビッグ宮内店

